

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

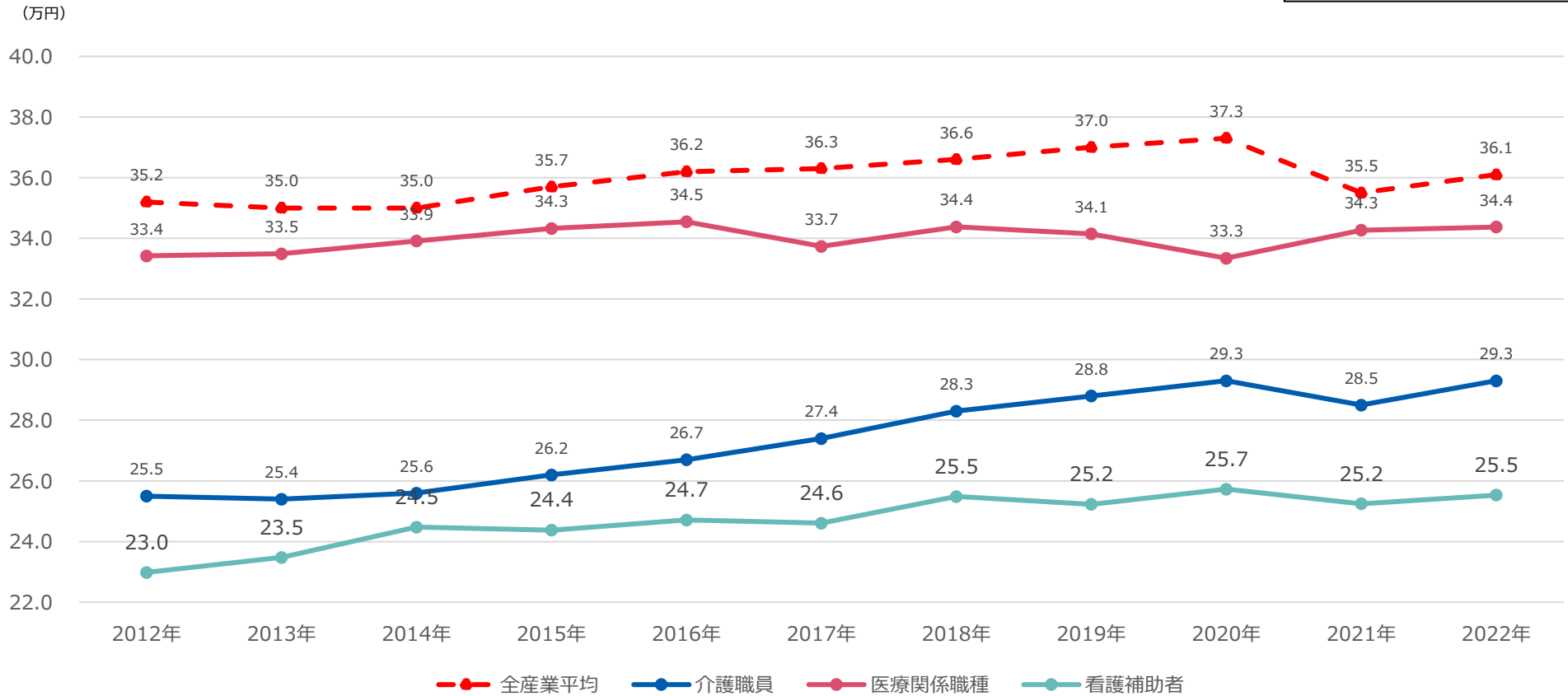
医療・介護・障害福祉分野においては、2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずる。

施策例

・医療・介護・障害福祉分野における処遇改善支援事業(厚生労働省、こども家庭庁)

医療・介護関連職種の賃金の動向

令和5年10月10日
経済財政諮問会議 資料5



(参考) R5年度の状況

春闘の全産業平均賃上げ率 3.58% (300人未満3.23%)
 医療機関の平均賃上げ率 1.9%
 介護事業所の平均賃上げ率 1.42%

- ※ 春闘の出典：2023年春闘 連合回答集計
- ※ 医療機関の出典：日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会による調査結果
- ※ 介護事業所の出典：全老健・老施協・GH協・介護医療院における調査結果 (n=1433)

施策名：看護補助者の処遇改善事業

令和5年度補正予算額 49億円

① 施策の目的

・医療分野では他の産業に賃上げが追いついていない現状を踏まえて、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

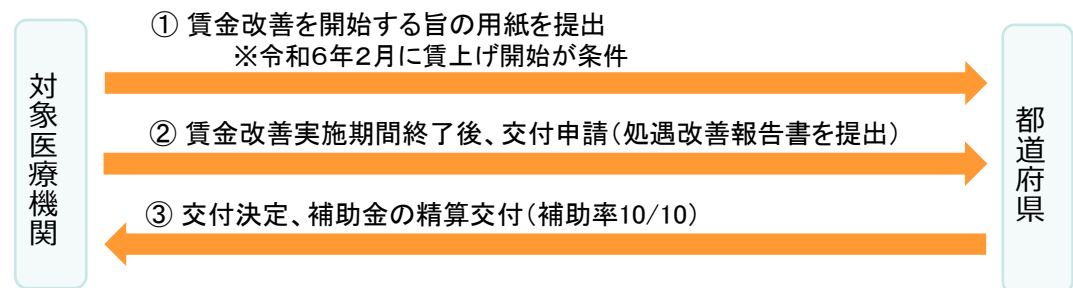
I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

・病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う)
- 補助金額 対象施設の看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額
- 対象施設 病院及び有床診療所であって、看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関
- 対象職種 看護補助者(看護補助者として以下の業務に専ら従事する者)であって、診療報酬の算定対象となる者
看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・給与水準の引上げによって看護補助者の確保・定着が促進されることにより、看護職から看護補助者へのタスク・シフト／シェアが円滑化することなどから、現場における効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

看護補助者処遇改善事業補助金 想定される執行スケジュール(イメージ)

	国	都道府県	医療機関(市町村含む)
1月	都道府県へ実施要綱を発出	対象医療機関へ周知 予算案編成	医療機関、法人等における給与改定手続き開始(労使交渉等)
2月		県議会で予算措置	賃金引き上げを開始 賃金改善開始(予定)の報告
3月	補助金予算の繰越手続き		
4月	都道府県へ交付要綱を発出	医療機関へ交付要綱等を発出	
5月			補助金による賃金改善実施期間終了
6月	(令和6年度診療報酬改定)		処遇改善報告書提出
7月	都道府県からの申請〆切	医療機関からの申請のとりまとめ	
	都道府県への交付決定・精算交付	医療機関への交付決定・精算交付	
8月			補助金受給

公立病院については、別途、賃金引き上げ反映分の歳出予算編成及び条例改正

公立病院については、別途、賃金引き上げ反映分の歳出予算編成及び条例改正

賃金引き上げ